

第3回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会
事業再構築小委員会 早期事業再生検討ワーキンググループ
議事録

日時：令和7年12月19日（金）10:00～12:00

場所：経済産業省本館17階第2特別会議室及びMicrosoft Teams

1. 出席者：

<委員>

山本座長、鐘ヶ江委員、菅野委員、杉本委員、中村委員、山崎委員、四十山委員

<オブザーバー>

金融庁監督局、法務省民事局

2. 議題

- ・早期事業再生法の制度設計について
- ・早期事業再生検討ワーキンググループ中間整理（案）について

3. 議事内容

○鯫島産業組織課長 それでは、少し早いですが、皆様おそろいですので、ただ今から「第3回産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会 早期事業再生検討ワーキンググループ」を開催いたします。

年末の御多用のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。はじめに、大臣官房審議官の河野から、一言御挨拶を申し上げます。

○河野審議官 おはようございます。大臣官房審議官の河野でございます。

第1回、第2回のワーキンググループには出席できず、大変申し訳ございません。遅ればせながら一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず、昨年度のワーキンググループの上位組織の事業再構築小委員会でございますけれども、ここにいらっしゃる山本先生、それから杉本先生はじめ、多くの皆様方の御協力を頂戴しまして、いわゆる早期事業再生法が、紆余曲折ございましたが、6月に成立をいたしました。改めて深く感謝申し上げます。

この事業再構築小委員会に私も参加させていただきましたが、かなり専門的な御議論を頂戴しました。国会でも専門的な質問を沢山頂戴いたしました。

その国会審議の場でも、運用部分の宿題を頂戴しております。これを踏まえると、このワーキンググループで、本制度の詳細や運用に関わる論点を御議論いただくのが非常に重要であると考えております。この制度の魂をしっかりとつくりついていただくということになりますし、政治的にもいろいろと注目されている部分がございますので、しっかりと恥ずかしくない制度にしていくということは非常に大事だと思っております。実務の第一線で御活躍されている皆様方の御知見を頂戴しながら、詳細な検討をしていただけることに、感謝を申し上げたいと思います。

加えて、やはり実務がしっかりと回っていく仕組みにしていくことも大事だと思っております。そういう観点からも御知見を頂戴できたらありがたいと思っております。

本日は、これまでの継続の論点を御審議いただくほか、これまでのワーキンググループの議論を踏まえて「中間整理（案）」を取りまとめてございます。第1回、第2回のワーキンググループの御議論に引き続きまして、皆様方におかれましては、本日も忌憚のない御意見、御議論を賜りますと幸いでございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○鯫島産業組織課長 それでは、まず、委員の皆様の御出欠でございますが、皆様対面で出席いただいているので、定足数は満たしておりますことを御報告申し上げます。

また、オブザーバーとして、金融庁監督局、法務省民事局に御参加いただいてございます。

配付資料は、資料1、2、3、4となってございます。

また、タブレットの使い方について何かございましたら、お近くの経産省の担当者にお声がけをいただければと存じます。

それでは、以降の議事につきましては、山本座長に、よろしくお願ひ申し上げます。

○山本座長 皆さん、おはようございます。

それでは、早速本日の議題に入りたいと思います。

まず、資料3についての説明を、事務局からいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○鯫島産業組織課長 それでは、資料3に沿って御説明申し上げます。

本日、新たに御審議いただきたい論点は資料3でございまして、その後、資料3の議論

が終わりましたら、これまでの第1回、第2回のワーキンググループで御議論いただいた論点も含めて、「中間整理（案）」として資料4にまとめてございます。これは後ほど、資料3が終わった後に、別途お時間を設けさせていただければと存じます。

まずは資料3でございます。

表紙をおめくりいただきますと、4つのテーマがございまして、最初が「権利変更の対象となる債権・債権者の範囲」、2つ目が「一時停止要請の効果」、3つ目が「弁済禁止の例外」、最後の4つ目が「どのような事業者が本制度を利用できるか、『経済的に窮境に陥るおそれ』の定義」ということでございます。

3ページ目が、（全体像）でございます。左にあるように、「対象債権」とは、「金融機関等が有する貸付債権等」という形で定義されてございます。

まずピンク色の「金融機関等」につきましては、右にございますとおり法第2条第1項で既に規定されている銀行等、独法等、さらには、赤字で書いてあるように、「金融に関する業務で信用の供与に係るものを行う事業者として省令で定める者」と定義されてございます。この省令の中身として、右にあるように、例えば農業・漁業協同組合等で、共済を行う者について限定はないのですが、それ以外の業務を行う者については、「組合員外の者に対する貸付債権等」のみを対象とするというような形の省令上の規定を御提案しているところでございます。

また、省令の定義の2つ目にもございますとおり、第一種金融商品取引業者等は店頭デリバティブ取引に係る債権に限って対象債権とする。民法組合・匿名組合・LPSについては、私募債に限って対象債権とする。このような建て付けで、まずは金融機関等を定義しております。さらに、貸付債権等については、左下にあるような、特に限定はない形での規定をしております。

次の4ページ目は、今申し上げました省令における金融機関等の範囲ということでございます。

また5ページ目は、ファイナンス・リースに係る債権及び債権者に関するものでございます。

右下にござりますとおり、ファイナンス・リースに係る債権、特に赤字で書いてある残債、未払残リース料請求権のうち一定の要件を満たすものを対象としております。具体的な要件としては、赤字で書いてあるような中途解約ができないもしくは解約時に残リース料合計額のほぼ全額を払うような契約、かつ、フルペイアウト要件、つまりリース利用者

がリース資産の取得額のおおむね90%超をリース料総額として払うような場合、としております。こういった要件を満たすファイナンス・リースについては、当該取引に係る債権を貸付債権等に該当することとしてはどうかという御提案でございます。

次の7ページ目が2つ目の論点で、指定確認調査機関が対象債権者に対して、一時停止要請、つまり債権回収等の一時停止を要請しますが、その効果ということでございます。

まず、8ページ目は、一時停止要請が、確認事業者の「支払停止」に該当するかという点です。該当すれば、倒産手続開始要件としての支払不能が推定されるという効果がございますが、このページにございますとおり、一部の対象債権者から異議が述べられている場合であっても、原則としては、支払停止に該当しないということでどうか、その旨をQ&Aで示してはどうかという御提案でございます。

9ページ目は、これに関する最高裁及び地裁の判例でございます。

10ページ目は、一時停止要請が、銀行取引約定書で定められた「期限の利益喪失事由」に該当するかという論点でございまして、この結論としても、まず基本的には、期限の利益喪失事由には、当然には該当しないと考えられる。

その際に、一時停止要請に反対する債権者がいる場合においても、一時停止要請の発出を契機とする失期請求、期限の利益喪失通知は行わないことを要請してはどうかという御提案でございます。

11ページ目が、銀行取引約定書の旧ひな型等でございます。

12ページ目は、一時停止要請を理由とする「預金拘束」について、どのように考えるかということでございます。ここにございますとおり、対象債権者においては、一時停止要請について同意しているか否かにかかわらず、その一時停止要請が行われたことだけを理由に、安易に取引口座等の停止をしないことが求められる。その旨をQ&Aで示してはどうかという御提案でございます。

3つ目が、弁済禁止の例外ということで、14ページにございますとおり、右下の②利息、③担保付債権の保全部分、④先行する私的整理におけるプレDIPファイナンスについては、弁済禁止の例外として手続中に払ってもいいのではないかという御提案でございます。このうち③、④について、詳しい御提案ということで、15ページ目が、弁済禁止の例外の③「担保付債権の保全部分」、右下の図で言えば、赤枠の部分でございます。ただし、左下にございますとおり、省令で、その弁済が事業の再生に支障を及ぼさない場合に限るということを書いてはどうかと。さらには、支障を及ぼさない場合を具体的にQ&Aで明確

化してはどうかという御提案でございます。

次の16ページ目が、「担保付債権の保全部分」の続きでございます。保全部分については、弁済禁止の例外としてはどうかということでございますが、後に正式な担保評価をした際に払い過ぎた分、超過部分が発生する可能性があることを踏まえて、まずは弁済額が保全部分に収まるという蓋然性を確認事業者が把握した上で弁済することとしてはどうかということ、それでも払うことは理論的にはあり得ますので、その際には、平等原則の観点から、権利変更の議案において弁済額の調整を必要としてはどうかという御提案でございます。

最後の17ページ目が、先行する私的整理におけるプレDIPファイナンスです。下の図にございますとおり、例えば先行する手続として事業再生ADRがございまして、ここでプレDIPファイナンスの優先性について、その手続における全ての対象債権者が同意をして、プレDIPファイナンスを実行した後、緑にあるような早期事業再生手続に移行した場合に、対象債権者が異なる、右下の図で言えばCの新たな対象債権者が発生する可能性がございますが、この方の同意がなくとも、早期再生事業手続におけるプレDIPファイナンスについては弁済禁止の例外としてはどうかという御提案でございます。

最後の4点目が、利用要件「経済的に窮境に陥るおそれ」ということで、19ページを御覧いただければと存じます。

この、利用要件「経済的に窮境に陥るおそれ」は法令上で明確な定義はしないものの、Q&Aで、一例として2年以内に支払不能に陥る可能性が高い場合としてはどうかということでございます。その理由が、1年では短いが3年では見通しに不透明性が高まる点、またドイツのStaRUGの類似制度を参考とする点等の理由に基づきまして、このようにQ&Aで示してはどうかという御提案でございます。

今回の議題は以上でございます。

○山本座長 ありがとうございました。

それでは、今御説明があった資料3について、まず自由討議をしたいと思います。特段議題の指定はいたしませんので、御発言をいただければと思います。一巡目につきましては、例によってお一人5分程度をめどに最初の御発言をお願いしたいと思います。その後、また二巡目で御発言の機会がありますので、よろしくお願いいたします。

それでは鐘ヶ江委員、お願いいたします。

○鐘ヶ江委員 鐘ヶ江です。よろしくお願いします。

資料3の中間整理について、御説明いただきましてありがとうございました。いずれの論点も議論が様々あったところかと思いますけれども、2個ないしは3個についてコメント申し上げます。

まず最初に「対象債権」の要件の枠組みについてです。ページで言うと3ページからの部分であり、ファイナンス・リースに係る債権については、5ページにも資料を用意いただいています。私自身は、ファイナンス・リースに係る債権については、担保付ローンと機能的にも法的にも同じものであると思いますので、貸付債権等と同じ取扱いで対象債権とすることには賛成です。

ただ、皆様ご理解のとおり、リースには様々なものがあり、従前、例えば事業再生ADRでは対象債権になっていたいなかったという経緯等も踏まえますと、対象債権としても、実務的にはできる限り今の実務と乖離しないように、商取引に影響が及ばないように、もしくは債務者側にもリース債権者にとっても負担が増えないように、どれだけ実務上の配慮ができるかということは検討していくべきかと思っております。

担保権の取扱い、一時停止要請についての例外規定について、先ほどお話をいただきました。14ページの3つの中の③と書いている「担保付債権の保全部分」との関係もあるかと思いますので、こちらもコメントさせていただきます。

担保付債権の保全部分を支払うという弁済禁止の例外は、15ページに具体的に書いていただいており、省令において規定されている部分をQ&Aで明確化するという規定ぶりになっています。（ア）は、一般的に担保付物件を売却した場合の前倒しの弁済、いわゆるアドバンスドペイメントということですから、これは特に異存はございません。

（イ）のキャッシュフローに著しい影響を与えない場合の弁済、こちらに、先ほどのリース債権の支払いが含まれるかと理解していますが、この点につき、リース物件を使い続けられるように、まず実務でどのような通知をお送りして、どのような合意をする必要があるかという検討が必要かと思っています。

具体的には、確認時を基準日として担保目的物が評価されて、その保全と非保全の区別がなされるはずですが、早期事業再生手続には保全と非保全を実体法上分けるという効果がないことから、何らか当事者が別除権協定のような合意を、ここでする必要があると理解しています。これが、Q&Aでは、恐らく書き切れないところとして残っているかと思いますので、留意が必要であり、検討も必要かなと思っています。

また、例外規定はリース債権に限定されていませんので、例えば抵当権付きの不動産に担

保権を持つ債権者については、従前、事業再生ADRでは、保全部分であっても計画成立まで待っていただいていたと思いますので、その実務が大きく変わることがないようにと考えています。それが（イ）の部分と理解しています。

あと最後に、一時停止要請を契機とする預金拘束や期限の利益喪失の部分ですが、これまでの実務上、預金拘束しないように、もしくは期限の利益喪失の請求を送らないようにお願いしていた部分をQ&Aに書くことで、実務的に協議が間違いなく進むようにするという方向性につき、私は賛成をしています。

ほかに、担保付債権の保全部分の弁済についても、何かQ&Aに書いたほうがいいのかといったところも、併せて検討したいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山本座長　　ありがとうございます。

それでは、菅野委員、お願いします。

○菅野委員　　私からも、幾つかコメントをさせていただきます。

本日の論点の最大のものは、今、鐘ヶ江委員からもあったリース債権を対象債権とするかどうかの点かと思います。

やはり、この早期事業再生法の省令の議論の中においては、貸付債権等と金融機関等という概念により対象債権をどう画するかという、その議論が一番重要な部分だということを、このリース債権を論点とするに当たっても実感しているところです。

それで、実務的な懸念、課題や、手当てしなければならない部分は、ほぼ今、鐘ヶ江委員が言ってくださったところでもありますが、改めて申し上げさせていただきますと、今までの私的整理の実務では、対象債権は原則金融機関の貸付債権ということで、リースを入れるのは例外的な運用とされてきたことからすると、今回、リース債権を入れることについては、従前の私的整理の実務との連続性の問題というのは、課題として当然あり、その課題にどう対応するべきかと思います。

それから、早期事業再生手続は、事案の特性や個別の事情に左右されることなく、「対象債権」に該当するものは全て手続に取り込まれるという性質がございます。この点、リースはかなり広範囲に、細かい事務機器から事業継続に不可欠な工場設備などの高額リースまで、幅広く利用されているものでありますので、対象債権者の数が相当多数になるとということだと、やはり利害関係が複雑になったり、煩雑さへの実務的な懸念もあるということで、早期事業再生手続が、結果使いにくいものになってしまふ、そういうことを避

ける必要があるかと思います。

この課題にどう対応するかというのは、この後、個別議論でなされるものだと思っております。

他方、今お話しした話と反対の方向性となるのですが、そうはいっても、事業再生手続の中での債権者間の公平性や手続の適正というものは、当然重要なので、実務的便宜を先行させて、リース債権については、支払い方向があるべき姿のような形で、過度に特別扱いすることも、手続に取り込んだ意義との関係でバランスがあるかと思っています。このあたりのバランスをどうとるかというのが、まさに実務的な課題なのだと思っております。

ですから、リース債権を対象とするか否かは、実務的課題や従来の私的整理の連続性の点を十分認識した上で、その弊害というか解消すべき課題をどう考えるかということを踏まえて決まるということだと認識しております。

それから、リース債権以外のところも、早期事業再生手続においては、対象債権を予測可能性のあるものとして画するために、対象債権の範囲というのは、従来の私的整理の実務よりも相当広がっているのかなと思っております。この手続において、確認後に通知先として手続に取り込まなければならない範囲が広いということで、本当に手続がワークするかどうかは、改めてもう一度検証したいと思っています。

例えば当初の申請時に、認識できていなかったような債権者がいて、取り漏れがあるようなときに、手続の瑕疵の治癒というのは、どのような形でなされるのかということたり、漏れていた債権者をどの段階から取り込むことになるのかといったようなところも、実務的な対応を考えて、もう一度やり直すという煩雑さが生じないようにする必要があると思っております。

それ以外の議論につきましては、例えば一時停止や請求失期事由に早期事業再生手続が該当するかだとか預金拘束の部分、これについては、私も、今日の経済産業省の意見と同意見ということで、るべき方向性なのではないかと思っております。

時間もございますので、一旦コメントを以上とさせていただきます。

○山本座長 ありがとうございました。

それでは、続いて杉本委員、お願ひします。

○杉本委員 私も、最初のリース債権の部分に関しては、既にお二方が言ってくださったところと同様の意見でして、ファイナンス・リースについて、これを担保付債権と整理し、対象債権とすることに関しては、特段異存はございません。

ただ、先生方も言及されておられましたとおり、これまでの実務においては、原則的には対象債権となってこなかったところを踏まえて、事業者の事業継続等に支障を来さないように柔軟に対応できるようにはしておくことが必要なのではないかと思ったところでございます。

続いて、一時停止の要請の部分で、資料で言いますと10ページの、一時停止要請は「期限の利益喪失事由」に該当するかどうかという部分に関しまして、結論と、そして理由づけについて特に異存があるわけではないのですが、少しこうしたら、より分りやすいかなと個人的に思った点としましては、10ページの、2つ目の●の①が「債権保全を必要とする相当の事由」とあり、②の「債務の一部でも履行を遅滞したときについて」というところの理由づけに関してですけれども、この「債務の一部でも履行を遅滞したとき」というのは、参考資料で11ページに書かれているもので言いますと、「私が債務の一部でも履行を遅滞したとき。」と書かれておりまして、意外と、この「私が」が重要ではないかと思っております。

この1ページ前にも、一時停止の要請をするのは、債務者自身ではなく指定確認調査機関であるため、支払い停止に該当しない。支払停止の定義との関係において、すなわち債務者が自ら外部に表示する行為を支払停止としている中で、一時停止の要請をするのは指定確認調査機関であって債務者自身ではないというところも、一つの理由づけになっているところを踏まえると、やはり「私が、債務の一部でも履行を遅滞したとき。」ということについて、これは、債務者が自ら履行を遅滞したというわけではなく、一時停止の要請に基づく6条2項の弁済禁止の効果によるものとして弁済が一時的に停止したのだということは、「私が債務の一部でも履行を遅滞したとき。」には当たらないとしたほうが、より明確に分かりやすくなるのではないかと思ったところです。これが2点目です。

そして、弁済禁止の例外の部分につきまして、資料で言いますと、14ページです。これは、すみません、細かいことで申し訳ないのですが、14ページの「弁済禁止の例外」として、法において規定しているものは、まず一つが、全員同意が得られた対象債権が1つ目、法に規定していた内容としては、その上にも赤い字で書かれている、「弁済しても他の対象債権者を害するおそれがない対象債権として省令で定めるもの」、これも法により規定されるもの、そして、省令で定めるとしている債権の、具体的な明示というものが②、③、④に当たります。という理解でよろしいのですよね。——そうですよね。

それで、恐らくその省令で定める債権の具体例として②、③、④ですよということで、

合わせて4つということなのだと思うのですが、一応法では2つ、2種類については例外として規定されていることが分かるほうが、より分かりやすいのではないかと思ったところです。

ここで、引き続き、この部分に関しまして、まず、少し気になったのは、2つ目の法で規定されている、弁済しても他の対象債権者を害するおそれがないということで、今回、省令で定めるものが3つ定まるということですが、これ以外のものに関しては、法で定められている、「弁済をしても他の対象債権者を害するおそれがない対象債権」には当たらないという理解でよろしかったでしょうか。

②から④の、今回の3種類の債権に係る債務の部分だけが、当該「対象債権者を害するおそれがない対象債権」となるということで、ほかの債権に関しては、その「他の対象債権者を害するおそれがない」と思われるものであってもここに含めることはできないという理解でいいのか、省令で定められる②、③、④に関しては、具体的な、恐らくこれらの債権がここに当たってくるだろうという代表的なものということなのか、それ以外の余地はないのか、少し気になった部分であります。

そして、17ページの先行する私的整理におけるプレDIPファイナンスの部分について、これを省令でどのように書くかというのは、私もまだよく分からぬのですが、中身の、その理由付けと要件を見ますと、純粋私的整理によるものに関しては、弁済禁止の例外からは除外されるという旨が書かれているかと思います。②の理由付けのところで書かれていますけれども、だとすると、省令において、それが分かるように書く必要はないのかという部分と、あるいはこれが、純粋私的整理は対象外であるということを、改めてQ&Aなどに書くことになるのかどうか、ここの部分が少し気になったところでございます。

そして、最後の部分、「経済的に窮境に陥るおそれ」の部分に関しましては、前回、気になっていたドイツの例、法制度との比較、あるいは今回の早期事業再生手続は民事再生法上の状態よりもさらに前段階で利用されるべき手続であるということを言及させていただきましたが、その点、反映していただけて、倒産前の、早期の事業再生の制度であるということが、より明確になったように思われます。なので、全く異存はございません。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

それでは、中村委員、お願ひいたします。

○中村委員 私からは、ファイナンス・リースとプレDIPについて、少しお話をさせ

ていただきます。

まず、ファイナンス・リースですが、先生方もお話しいただいたように、現状の私的整理手続において、対象とされていないところを、本手続において含める方針と理解しております。そういう中で、実務の感覚や、今までの手続と大幅に乖離すると、金融調整の難易度が上がったり、手続や事業の継続そのものに支障が出たりすることも考えられるので、今後の省令整備、運用において、そうならないよう努める必要があると、改めて考えております。

リースの担保物は動産、機械設備等が一般であることから、不動産や売掛金、在庫等と異なり、経済的耐用年数に応じて価値が減価します。

こういった相違点を考慮した対応が求められる点は、皆様の御認識のとおりかと思っております。

実務上、保全の考え方において、資産評定上の取り扱いが一つのポイントになりますが、リース資産は、基本的には、その他償却資産に準じて評定され、大半のケースでは、適正に算定された未償却残高によるケースが多いと思います。

そうすると、リース資産の評価と未払リース料相当額の負債のバランスが、結果的にはほぼ同額になって、フル保全に近くなるケースが多いので、そういう中で弁済禁止の例外、少額弁済対応等に当てはめながら、実務的な対応がされていくのではと認識をしております。

資産評定の細かな考え方などは、また後ほどお話しする機会にできればと考えております。

それから、プレDIPファイナンスについてですが、実務上、準則型の私的整理手続に入る前に、純粋私的整理において、金融機関間で合意してプレDIPファイナンスを提供するケースが相応にあります。そこで一定の時間を稼ぎ、準備期間を経て準則型私的整理手続に入るという実務がある中で、この純粋私的整理におけるプレDIPファイナンスとの連続性について、今は弁済禁止の例外の対象外となっており、何らかの対応の必要性を、個人的には認識しているところです。

こちらも、本日、どこかで皆様とお話しできればと思っております。

一旦私からは以上でございます。

○山本座長　　ありがとうございました。

それでは、山崎委員。

○山崎委員 本日もよろしくお願ひします。

今日の、大きな論点として、リースの点と、私もちよつとプレDIPの件についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、ファイナンス・リースに関して、今回、早期事業再生法という新しい法律をつくって、新しい制度をつくるというところから考えてみると、この早期事業再生法というのは、窮境に陥るおそれがある企業の早期事業再生を目的としていると。そのときに、対象債権として入れることが適切なのかどうかという観点から考えたときに、実質的に金融の役割を果たしているもので、かつ、支払額であったり、かなり規模が大きいものが、世の中のファイナンス・リースの中にも相当存在はしておりますので、それを新しい制度をつくるという中で入れ込むことは、考え方としては、やはり当然あり得る話なのだろうと。

それで、これまでの実務からすると、乖離があるようには、もちろん感じる面もありますが、実際にこの制度は、私的整理の枠組みをベースとしておりますけれども、法的整理の思想も取り入れたような、その中間的な第3の制度という観点で考えたときに、どちらに寄せていくのかというふうな見方もできるのかなと思っております。

リース債権は、民事再生においては別除権ということで、手続に取り込まれて扱いますので、そういう意味では、このリース債権を入れるというのは、民事再生に少し寄せた制度として、新しいこの法律を設計するという考え方になるのかなと思っております。

そういった意味で、今までの委員の先生方が、比較的肯定的な意見をおっしゃっていて、私自身、これは当然両論ある話だと思っておりますが、今申し上げたような制度設計であったり思想のところは、非常に大きいのかなと思っております。

ただ他方で、ほかの委員の先生方がおっしゃったように、今までの実務との乖離というものがあっては困る、というところもございますし、やはり使いにくい制度にはしたくないということもございますので、今、中村委員から言われたように、実際には、その資産、負債がかなりバランスしていて、別除権評価がフル保全であるというケース、かつその弁済禁止を例外として支払いができるというケースが多いのだろうと思っておりますので、そうであれば、実務上のやりにくさであったり、それから支障ということは、そこまで出てこないのかなとも思っております。

ただ、実はこれは、リース業界の方がどこまで認識をしているのかとか、それから、この実務にリース債権が取り込まれたときに、どういった御負担があるのかというようなところについて、今後しっかりと理解が必要になってくると思いまして、リース業界のみなら

ず、やはりこれまでの私的整理においては、銀行さんを中心とした金融機関を対象としていたものに、リース債権者が必ず入ってくるというところの手続の変化についての、銀行を中心とした金融業界の理解というのも大事になってくるのではないかと思っております。

一旦総論的なリースの話はここまでとさせていただきて、また、後ほど機会があれば発言させていただきたいと思います。

それから、プレDIPに関して、今、中村委員がおっしゃったように、実際、準則型に入る前に、任意のとか平場のという言い方をしますが、そういった準則型でない私的整理の中で、プレプレDIPという言い方をしたりしますが、新規融資を出しているケースというのは、確かに実務的には結構あると思います。

ここを入れるか入れないかというのは、法制度としての仕組みをどうするのか、この早期事業再生手続をどのような制度として位置づけるのかということを考えたときに、平場で出すのではなくて、早期事業再生なのだから早くやりなさいと、そういった意味で、プレプレDIPがやりにくくなるという要素がある中で、それでは、早く早期事業再生をやつたらと、そういう発想に立てば、準則型のみを対象とすることでもいいのかなと思います。ただ、そこまで実務が、一気に早期事業再生を使うようなプラクティスになるかということもございますので、今、中村委員が言われたような、現実、準則型でない中でプレプレDIPを出しているということを前提としたときに、これでいいのかというのは、私もちょっと気にはなってはおります。

私からは、ひとまず以上でございます。

○山本座長 ありがとうございました。

それでは、四十山委員お願いします。

○四十山委員 私が本日、申し上げたかったことは、ほぼ山崎先生が御説明くださったのですが、私からも、まず一点目として、ファイナンス・リースについて申し上げたいと思います。

ファイナンス・リース債権が、性質としては担保付の金融債権であるという点については、あまり異論のないところかとは思いますが、この債権を早期事業再生手続に入れるかどうかということについて、多くの倒産再生実務家の理解は、恐らくまだ得られていない状態だと思います。私も、本日のワーキングに向けて、多くの先生方と意見交換をしましたけれども、現状としては、はっきり二分している状況かと思います。

積極派の方々の中には、今後の倒産法制や担保法制においてファイナンス・リース債権

の取扱いをどうするかということ、そういう論点も見据えて、ファイナンス・リースを早期事業再生手続にも取り込むべきだという意見の方もいらっしゃれば、他方で、やはり実務的に使いやすい制度にしてほしいという消極派の意見もかなり強くあるという状況かと理解をしております。

仮にファイナンス・リース債権を対象債権に入れることになったとして、多くのケースでは、先ほど中村先生が御説明くださったように、フルカバーであるとして例外的に払っていくというような実務が可能なのだろうと想像はしているのですが、ファイナンス・リース債権を対象債権に入れるのであれば、その例外的取扱いの点もセットで提案をする形でないと、この中間整理をご覧になる方もすごく不安を抱くのではないかと思います。本日のところは、中間整理の（案）でございますので、次回の資料更新の際には、そのあたりの担保評価方法や例外的取扱いについての御説明もあるとよいのかなと思います。

次に、ファイナンス・リース債権をこの手続に入れるとした場合の事業再生ADRとの使い分けという点についてです。このファイナンス・リース債権を入れるという方向性が出てきたのは、第2回ワーキングの後のタイミングだったと記憶しているのですが、それまで実務家が思い描いていたイメージというのは、具体的な事案における手続選択において、事業再生ADRと早期事業再生手続のどちらもあり得る、つまり「or」の発想だったと思います。

ところが、ファイナンス・リースが早期事業再生手続に入ってくることが決まった場合には、その発想も変わってくると思われます。やはり基本的にはまず事業再生ADRを検討し、事業再生ADRでは全員同意が得られそうにない場合に、早期事業再生手続に切り替える、あるいは最初から早期事業再生手続で行くということで、かなり使い分けがはつきりしてくるのかなと想像しております。

新たに早期事業再生手続をどう位置付けるかというのは、制度設計の話だと思いますので、どちらもあり得るとは思いますが、ただ、先ほども申し上げましたように、今時点で多くの実務家がこの制度に対して持っているイメージとは大分違ったものになるであろうとは感じますので、実務家の理解を得るには、もう少し説明が必要と思っております。

二点目として、弁済禁止の例外に関して、純粹私的整理におけるプレプレDIPファイナンスも弁済禁止の例外とするかという点について申し上げます。窮境時にメインバンクが運転資金を支援するということは、実務でかなり多く見られることではあります、ただ、特に、まだ債務者側に弁護士もついておらず、メイン主導で、メインがほかの金融機

関を説得して、とりあえずの運転資金はうちで出しますからと言って全行リスクに持ち込むケース、これを純粹私的整理と言うのかどうかという問題がありまして、それは、私的整理と言えるケースもあれば、金融機関の認識として、そこまでではないケースもあると思いますので、そういう場合まで、この法律に取り込んでいいのかというのは、外縁がはつきりしなくなるという難しさもありますので、この論点については、私は、純粹私的整理は外すということでよいと考えております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

これで、一応一通り皆様から最初の御発言をいただいたかと思いますが、ここまでのことろで、事務局から補足等はございますか。

○鯫島産業組織課長 ありがとうございます。

リース、実務家の理解を得るために、もう少し安心できるような丁寧な周知をしたほうがいい、この中間整理（案）についても、そのような方針にしていいのではないかというところは、おっしゃるとおりかと思っておりまして、そこは、しっかりと考え方させていただければと存じます。

杉本先生がおっしゃった、例外ですね。6条2項の例外については、基本的には弁済できない、ただし、省令で定める場合についてはOKという、その例外について、これはポジで書いているということですので、それ以外は、基本的にはないと、そういう理解をいただければと思います。

○田尻補佐 産業組織課の田尻と申します。

今の杉本先生からいただいた点にお答えさせていただくと、省令の前に、法律においては同意があれば例外とできるという点を明示するという点は、修正を修辞的にさせていただこうと思います。あとは、純粹私的整理が対象外になる、プレDIPの論点について、これがどう規定されるかというのは、これは、省令とQ&A、どちらというのは今後、精査の上、適切な方法を検討していきたいというところでございます。

私からの補足は、以上でございます。

○山本座長 ありがとうございました。

それから、オブザーバーの方々から、御発言の希望があればお願ひしたいと思います。

法務省、お願ひします。

○法務省 法務省民事局でございます。発言の機会をいただいてありがとうございます。

ファイナンス・リースの関係で、2点ほど質問と言いますが、確認をさせていただきたいと思います。

1点目は、今回は、フルペイアウト方式のファイナンス・リースに、明確に限定するという理解ですけれども、それはどういった理由かというのを、少し補足説明をしていただければありがたいと思います。

2点目は、本日、委員からは、私の整理手続との連続性からの御発言が結構あったと思いますけれども、一方で、法的整理手続との関係で言いますと、法的整理手続におけるファイナンス・リースの取扱い、担保権として取り扱われるリース債権の範囲の議論とは、今回は異なることになろうかと思いますけれども、それにつきましては、法的整理手続と早期事業再生手続とでは、先ほど第3の制度手続というお話をあったと思いますが、性質あるいは目的機能が異なることから、そういう整理がされているという理解でいいのかということについて、少し御説明いただけたるとありがたく存じます。よろしくお願ひいたします。

○田尻補佐 御質問の点につきましては、結論としては、2点とも同じような理由によるものかと考えておりますと、まず、フルペイアウトに限る理由は、この資料上は「法人税法の規定を踏まえ」と記載をしておりますけれども、実体上のファイナンス・リースとして処理されているものの実態に依っているということでございます。

2点目の法的整理との関係につきましても、おっしゃるとおり、これは結果的には、ファイナンス・リースの定義というのは、判例上の定義と完全には一致しないことになってはいますけれども、これは、そもそも早期事業再生法の手続の性質上、債務者側から、ある種外形的に債権を特定した上で、金融債権に限って権利変更をするという手続になってございますので、その点からすると、実務上の特定性という観点に鑑みて、今回の整理させていただいている、結果として判例のところとは少し異なる部分があるということかと思っております。

○山本座長 よろしゅうござりますか。

○法務省 はい。

○山本座長 ありがとうございました。

あと、金融庁からは、特段ございませんか。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、2巡目というか、委員から御発言を希望される方がいらっしゃれば、御発言をいただきたいと思います。これも、例によりまして、名札を立ててい

ただければと思います。

鐘ヶ江委員、お願ひします。

○鐘ヶ江委員 先ほど発言しませんでしたDIPファイナンスのところについて発言させていただきたいと思います。

問題提起されていました、純粋私的整理におけるプレDIPファイナンス、プレプレDIPファイナンスの取扱いをどうすべきかという観点についてです。

プレプレDIPファイナンスについては、四十山委員からも指摘があったとおり、純粋私的整理というものがかなり非定型で捉えがたく、どこから始まるのかというのも難しいところに加えて、早期事業再生手続で弁済禁止の例外となることのほかに、その後に法的手続に入った場合に優先性があるのかという観点も関係する問題と思っています。

そういう観点からすると、定型的ではなく全員同意のみで優先とされた貸付を、後の手続で弁済の禁止の例外とし、さらに計画で優先していくという効果を持たせるのは、非常に曖昧で予見も難しく、その優先性を確認するのも難しいと思います。ですので、結論としては、私は入れないほうがよいと思っています。

その上で、実際に、実務上の問題が生じるかですが、基本的に危機時期の緊急融資は、フル保全の担保がついている融資になることが実務上は一般的という理解をしていますので、プレプレDIPファイナンスも、担保付の融資という法的性質を持っているものが多いのではないかと思います。

その場合には、担保付債権の処理として、優先的な処理がなされると思います。恐らくレンダーとしては、そこをまず期待をして担保を付けるということかと思いますので、私は、プレプレDIPファイナンスの保護としては、その範囲で十分ではないかと思っています。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 プレプレDIPについて、入れるべきか否かから離れて、実務ということで申し上げますと、フル保全でプレプレDIPファイナンスを出す実務が一般のため、そこに関して、私も、それほど心配はしておりません。一方で、フル保全に加え、優先弁済も確保したい、という資金提供者側の要請があったり、準備や調整の必要性からすぐに準則型手続に入れずに、金融機関の全行合意を得ながらプレプレDIPファイナンスを調

達したりする実務があるため、少し懸念をしております。

そのため、純粹私的整理でのプレプレD I Pファインナンスが存在するケースや、これから出そうとしているケースにおいて、手続の選択に影響が生じることが実務上生じるかもしれない、という問題認識を一応お伝えさせていただきます。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

それでは、杉本委員。

○杉本委員 質問をさせていただきたいのですが、ファイナンス・リースの部分で、先ほど四十山先生からも言及がありましたように、この制度を使いやすいものにするには、ファイナンス・リースについて、もう少し安心できるような制度にしたほうがいいのではないかという御指摘があったと思います。

対象債権に、このファイナンス・リースに係る債権が含まれるとすると、先生方の御発言にもありましたが、弁済禁止の例外としても扱える余地をつくることが安心材料ということになるのだと思いますけれども、その場合、どの例外規定で弁済をするのか、先ほど、省令で定められている②、③、④の部分以外の部分は設けられる余地があるのかというと、そうではないという御回答でしたので、だとすると、担保付債権の保全の部分で弁済することになるのか、そのファイナンス・リースについて、事業継続に必要な部分につき、弁済が必要になった場合は、どの条文において弁済禁止の例外として支払うことができるのか、質問させていただきたく思います。

○田尻補佐 基本的には、先生、御指摘のとおりで、ほかの委員の皆様の御発言と御認識としても、そのとおりだと思ってはおりますけれども、担保付の保全部分というところで、基本的には読むことになろうかと思っております。

その上で、少し補足的なところにはなりますけれども、菅野先生がおっしゃられていたところではありますが、リースだけを取り立ててという形ではなくて、これは、ある意味の担保付債権者に対する一般則としてのルールということにはなってきますので、このリースを念頭に置いて、ここで実務上、工夫をしていくようにしていきつつ、ただ、これまでの実務上の担保付債権者に対する手続中の弁済というところから乖離が生じないよう、このバランスを見極めながら実務上の対応をしていただくと、そのような方向なのかなと想定をしておるところでございます。

○杉本委員 御回答ありがとうございます。関連して、ですけれども、そのように弁済

するのだろうとは思うのですが、ただ、そうなると、ファイナンス・リースに係る債権が担保権だということが、明確に金融上の便宜を付与するものと解されているという、判例上の理解でもあることを踏まえると、担保付債権の保全部分ということに、ここにファイナンス・リースに係る債権に対しての弁済についても含まれるのだということは、どこかしらできちんと言及する必要もあるのではないかなど、このファイナンス・リースに係る債権が担保付債権だという規定が現状あるわけでもないため、その部分は少しどこかで、ファイナンス・リースに含まれるということが明示されると分かりやすいのかなというふうには思います。

○山本座長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

菅野委員。

○菅野委員 プレプレDIPファイナンスのところで、少しコメントをさせていただきます。

このプレプレDIPのときの手続、債権者からの優先性の同意を得るという点について準則型のみとするのか、純粹私的整理を除くのかという、そういった議論のところですけれども、これは一定の適正な手續だということの、ある程度の確証がある、つまり優先性の同意として、その後の手續で新たに対象債権者が入ってきたとしても同意不要とするのに、それを正当化するだけの手續だということで、一定の手續を画するということは、それはあり得ることなのかなと思っています。ただ、事案によっては、先行して、事業再生ADRや活性協の手續の後に早期事業再生手續に入るという段取りを必ずしも踏むわけではなく、純粹私的整理が非常に柔軟な手續ということで、要請はあるのかなと思っていて、その後に早期事業再生手續で、新たに優先性をとろうとする場合、新たな対象債権者については、同意をとり直すという話になると思うのですが、そのときの同意のとり方としても、本当に一人ひとりについて明示的な同意をとっていかなければいけないのかどうか、というのはあるのかなと思っています。

対象債権者の範囲が広くなつていって、仮にリースが入ってくることになると、対象債権者数も増えてくるというときに、債権者の中でもかなりレイヤーが生じてきてしまう。債務者の事業の再生への実質的な関与度だとか、それから利害関係というのも変わつてくるなかで、対象債権者一人ひとりを同じ形で明示的な同意をとつていかなければいけないのか、それともある意味、消極的同意みたいなものでも足りるような債権者群というのも

出てくるのかどうか。DIPファイナンスの優先性をとることについて、時間的な制限というか、早くやらなければいけないときに、全員から、書面同意の形で一人ひとり取ることが現実的でないパターンもあると思いますし、そこまでの必要性もあるのかなと。そのあたりも少し考えてもいいのではと思っています。

省令に書くような話ではないのかもしれません、実務的な解釈に委ねられる部分でもあるのかもしれません。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

鐘ヶ江委員、どうぞ。

○鐘ヶ江委員 中村委員の御指摘の、担保付きでフル保全であることで、プレプレDIPファイナンスとしては安全なのかという点について、今考えていました。具体的には、危機時期の緊急融資についているコベナンツの効力はどこまで確保されるかという点について今考えていました。プレDIPファイナンスに関して議論をしていましたが、緊急融資が早期事業再生手続への移行があった際に保護されるかという話に関連して、私は、手続が移行した場合には返済時期が来るという内容のコベナンツは有効であるという前提でお話をしておりました。

そういう観点からすると、プレプレDIPファイナンスとして純粋私的整理の中で貸し付けている緊急融資債権に、準則型私的整理や早期事業再生手続に入った場合の期限の利益喪失の合意がある場合、この合意の効力は認めてよいと、私は思っています。そのため、改めて全員同意を得てプレDIPファイナンスとしての借り換えをしない限りは、それ以前の緊急融資は返さないといけなくなるという場面はあり得るという前提で話しをしていました。

のこととの関係で、先ほどの一時停止要請が期限の利益喪失に該当するのか、支払停止に該当するのか、という論点をどのように整合的に考えるのかについて考えており、今、手を挙げるのが遅れました。この点については、一時停止要請は、危機時期でない貸付けについての銀行取引約定書における期限の利益喪失条項には該当しないということはQ&Aで明らかにしていただくのはよいと思うのですが、危機時期の貸付において、手續がうまくいかなくなつた場合、もしくは手續の移行が生じた場合の失期条項については、効力を認めるべきではないかなという前提で理解をしています。

これが今の私の理解ですが、これが正しいかどうか自信がなかったので、問題提起のために発言をさせていただきました。この問題は一般的に、事前に金融機関が合意した優先劣後の関係をどこまで私的整理の中で尊重するのか、また法的手続の中でそれがどう尊重されるのかという、大きな問題も関係するかと思います。先の問題は、具体的にプレプレDIPファイナンスの場面で、金融機関が一定の条件で弁済をする、もしくは手続が移行したら弁済期が来るという約定をつけた場合、これを尊重していいのかどうかという問題は別途ありそうだと思っています。

半分問題提起となります、以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

山崎委員、お願いします。

○山崎委員 今の先生方の問題意識、合っているか分からないのですが、いわゆるプレプレDIPファイナンスというものを出したときに、例えば手続に入る前ですね、ここで言うと第3条の確認という緑のラインよりも前に、お金があれば返してしまって、すぐ早期事業再生手続に入って、手続の中でプレDIPとして正式に出して、実質借り換えをする。いったん返済をしないといけないということで、若干のタイムラグがありますので、資金繰り上それが可能かどうかは実務的には問題になるのだと思いますけれども、要は、第3条の確認の前に返してしまえば、実質的な借り換えを行って、早期事業再生手続のプレDIPとして出すことで、プレプレDIPを出した金融機関ちゃんと回収ができるし、かつプレDIPとして資金がつながっていく。

純粋私的整理を取り込まないとすれば、実務的にはそういう対応をすることは思いますが、先ほど申し上げたように、ちょっとタイムラグが出る可能性はあって、そうすると資金繰り上返せないケースも出てきてしまう。そうすると、フル保全だったら同様の借換ができるのかという議論になってくるというのが、問題状況なのかなと理解をしています。

そういう意味で、中村委員が懸念されているように、実務的に一旦プレプレDIPを出すという形でリスクをして、やはり早期事業再生手続がいいんだということで移行をするという事案のときには、多分そこの現実の悩みというのはあるのだろうなと。

でも、四十山委員が言われたように、そもそもプレプレDIPを出す事案というものが、抜本的な再生をしようというところまで行かないで終わるケースも多いので、そのプレプレDIPをここまで全部取り込むことにしなくていいのではないか、というお話をだつたと

思うので、プレDIP移行時のタイムラグにプレプレDIPの返済ができないケースはしようがないのかなども、議論を聞いていて思っております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 先ほど私が申し上げた早期事業再生手続に入ってからの優先性の確認、同意ですよね。消極的同意とか、そういうこともあり得るのではないかと申し上げたところを、少し補足させていただきたいのですが。今、プレプレDIPの関係で発言していたので、そのときのケースで生じ得る例として申し上げましたが、別にそれに限った話ではなくて、早期事業再生手続に入ってから、DIPの優先性の確認を普通にとりにいくケースでも、全員同意をとるというときに、本当にその同意が全債権者から同じような形でとる必要があるのかというところでも問題になりますので、その点を補足させていただければと思います。

○山本座長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 すみません、もう一点、ファイナンス・リースの取扱いのことですけれども、総論のところで言い切れなかった点もあるのですが、四十山委員が言ってくださったように、実際上、これについては、かなり実務家の意見が分かれているところでもございまして。それは、何をこの手続の中で優先的に考えるかという部分にも関係していますので、もう少し実務的な、実際に取り込んだ場合に何が起きるのかということを議論した上で結論になるのではないかと私も同様に思っております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

鐘ヶ江委員、どうぞ。

○鐘ヶ江委員 今の点、まさに発言しようと思っていたところですが、法において規定されている弁済禁止の例外に「全ての対象債権者の同意」という文言が入っており、これは、保全部分を除いた非保全部分の対象債権者だけではなくて、全ての対象債権者ということになります。そのため、この部分もそうですし、その他にも一時停止要請を出したときの通知や集会の招集など、基本的には、対象債権者はこの法律において保全、非保全を

問わず含まれるという規定ぶりですので、あらゆる観点でリース債権者の方に通知をお送りして、同意をどのようにとるのかとか、集会に来ていただくのかといった点が問題になると思います。

唯一、権利変更議案の決議のときだけ保全部分を除いて非保全の債権者に決議をしてもらうということで、ここは保全されている債権者を除けばよいのですが、その他は様々な場面でリース債権者が対象債権者に入っていてもワークしているかどうかという確認は必要かと思いました。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 ファイナンス・リースに関して、冒頭申し上げた保全、非保全、資産評定上の取扱いについて、さらに、対象債権の確定で、オフバランスの取引について、少しお話をさせていただきます。

実務上、私的整理の資産評定での取扱いとして、リース資産は「その他償却資産」に準じて評定をするとなっており、観察可能な市場価格がある場合は、当該市場価格、これがない場合は、合理的に算定された価格として、原価法による価格（再調達原価）、収益還元法による価格、適正に算定された未償却残高とされています。観察可能な市場価格があることは稀、原価法による価格、収益還元法により価格を取得することも困難な場合が多く、結果として、資産評定上、適正に算定された未償却残高を採用しているケースが大半と位置づけられています。

一方、会計上は、大企業ではファイナンス・リースは、オンバランス処理されているので、使用権資産が資産側に、未払いリース料相当額が負債側に計上され、この使用権資産は、リース期間に応じて定額償却されるのが一般的なので、結果的には、先ほど適正に算定された未償却残高をもって評定をすると、未払いリース料総額とほぼマッチする形になり、ほぼ保全されるケースが大半になる点は、冒頭申し上げたとおりです。

一方で、先ほど申し上げました観察可能な市場価格がある場合においては、その評価を、動産評価の専門家にお願いするケースもある点は、申し添えさせていただきます。

また、対象債権の確定や資産評定を考える場合に、会計上、例えば中小企業ではファイナンス・リースがオフバランス処理されていますし、大企業でも少額リース等を簡便法を

もってオフバランス処理されていることがあります。

そのため、対象債権の確定や資産評定において、原則的な取り扱いによるとこれらをきちんと把握して、ファイナンス・リースか否かということを判別し、確定する必要があるので、実務上は、そういうことも勘案する必要があるのだろうと認識をしております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

杉本委員、どうぞ。

○杉本委員 実務的なところが分からず、純粋に理論的なところから質問をさせていただきたいのですが、先生方が言っておられるプレプレDIPファイナンスについては、弁済禁止の例外のうち省令で定めるものの中では、純粋私的整理に係る場合のプレプレDIPファイナンスだったら該当せず対象外という理解だとすると、仮に対象債権者全員の同意を、それについて得た場合は、①の債権として弁済可ということにはなる理解でよろしいですか。

○山本座長 当然そうだと思います。ほかにはいかがでしょうか。

菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 ちょっと違うところの論点になりますけれども、担保付債権の保全部分として弁済を許容される場合として、「弁済が事業の再生に支障を及ぼさない場合に限る」との要件を設ける点についてですけれども、これも、担保付債権者が権利変更を受けない位置にあるという中で、弁済を受ける部分について制限を設けるという側面と、円滑かつ実効的な事業再生を図る目的とのバランスということで設けられた制限なのではと思っています。

確かに弁済によって事業再生に支障が生じるような場合、例えば資金繰りがそれで破綻してしまったら本末転倒ではありますので、一定の制限を設けることは理解できるのですが、Q&Aで例示になっているものの例が、事業上、不要な資産についての売却代金で弁済する場合となっており、この要件に該当すれば確実に事業再生に支障を及ぼさない例として載っているのだと思いますけれども、これだけが範疇だとすると、非常に外縁が狭いのかなと思っております。あくまでこれは一つの例示であって、その他当該弁済がキャッシュフローに著しい影響を与えない場合という、この（ア）と（イ）のうちの（イ）のところで、実際上は、もう少し広く、担保目的物の保全部分についての弁済ということもあり得るのかなとは思っています。

というのは、権利変更の対象にならないということで、手続外で担保付債権者と調整・協議していかなければいけないという中で、手続中に一定の弁済をしないと調整できないというケースもあるかと思います。Q&Aの（ア）、（イ）の（ア）というのが、過度に、そこまでの限界点でなければ払えないというものの例ではない、という解釈でありますので、そのような理解がよろしいのではないかと思っております。

○山本座長 ありがとうございました。

鐘ヶ江委員、どうぞ。

○鐘ヶ江委員 論点が前後して恐縮ですが、リース債権の取扱いに関して発言します。中村委員から御指摘をいただきました大会社と中小企業で、オンバラとオフバラになっているものがあるという指摘がありました。冒頭、菅野委員からも指摘があった、気づかなかつた債権者がいた場合にどのようになるのかということとも関係すると思いましたので、その点についての発言です。

この法律で、対象債権者となるのは、指定確認調査機関が確認後に通知を送った債権者であるという規定が法2条4項にあります。本来、対象債権を有する債権者であって、かつ次条7項の確認された旨の通知が漏れている人がいる場合、その後、手続にどのような影響を及ぼすのかという論点と理解しています。

この点に関連して、権利変更議案には債権者平等が必要ということとの関係で、本来、対象債権になるべき人が権利変更議案において一部落ちているとなると、それは端的に不平等だということになるかと思います。しかしながら、今回は、中村委員から御指摘があつたとおり、基本的に未払リース料債権の多くはフルカバーされている担保付債権になると思いますので、権利変更議案の際には、担保付債権の部分は権利変更されず、最終的に仮に通知を送らないで対象債権者から漏らし続けていたとしても、フル保全の債権者としての弁済がなされ権利変更もなされることになり、結果は不平等にはならないことから、その点では不認可にはならないと思っています。

その他にも、集会に呼ばなかったといった点についても、最終的には認可事由との関係では権利変更議案の手続保障の問題かと思いますので、フルカバーの保全債権である場合で、かつオフバラとなっていて気づかなかつたリース債権者が通知を受け取っていなかつたことがどこかの時点で判明した場合でも、先ほどの中村委員の御指摘であるとおり、フルカバーのリース債権者であることを前提にすると、手続的な瑕疵にはならないと思っています。ただ、本当にこれでよいのかについては確認が必要と考えています。中小企業で

も、リース債権が本社のリース台帳で把握できていればよいのですが、オフバラの場合は、各支店や営業所で管理されている契約も存在するかもしれません、必ずしも本社で把握できないという場合に、大きな手続の瑕疵にならないということでおいのかどうかについては、是非とも確認していただき、私も検討したいと思っています。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 今の鐘ヶ江委員のコメントは、私の冒頭でのコメントとも関連しているので、少し補足させていただきますと、今まさにリース債権のところで議論をされているのですが、その手続の瑕疵の治癒という話は、必ずしもリース債権者だけに限る話ではなくて、それこそ保証履行請求権だとか、その他の類型の貸付債権等のときでも起こる場合で、そのときにはフル保全されているわけではないという債権者もありますので、幾つか類型を考えて、どの段階で、どのような治癒になるのかを考える必要があるのでは、という趣旨でございました。ありがとうございます。

○山本座長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

鐘ヶ江委員、どうぞ。

○鐘ヶ江委員 今の発言を受けての発言です。

先ほどの私の発言はリース債権に関するものでしたが、本手続一般において、対象債権者としての通知を受け漏らした債権者がいる場合だけでなく、その他手続の瑕疵について、どのように対応するかという観点についても、少しだけ敷衍してお話をしたいと思います。検討すべき点としては、対象債権者としての通知を受け漏らした債権者の権利保護という観点もありますし、その他手続の瑕疵としては、不認可事由が確認の時点でありそういう事案について、その不認可事由を本手続中に治癒してよいのかという論点もあるかと思います。

本手続の不認可事由は、必ずしも確認後の手続中のことだけではなく、確認を求めた際に、既に対象債権者の一部に弁済をしてしまっていたとか、あえて意図的に対象債権者の範囲を変更していたとか、そういう申請前の事象が、事後的に裁判所による認可の時点で債権者の不平等だと捉えられるケース、もしくは不正な方法による決議となるケースというものもあると思います。

このような観点からすると、確認の要件は認められるとして、その時点で判明している

債権者に通知を出せるだけ出す、その後に、確認申請より前の行為の瑕疵を治癒する、もしくは手続中の通知漏れを治癒する、といったことが、どの時点までにどのような事由であれば許されるのかという、一般論としては大きな問題になるのかと思います。

今、例として2つ言及しましたので、それぞれについてお話ししますと、不認可事由に当たるようなものが確認申請より前にあった場合、確認の時点では、そのような不認可自由を調査する建て付けにはなっていないという理解です。そのため、裁判所の認可までの間に不認可事由を治癒することは可能と、条文を見て理解しています。

また、一部の債権者に通知が漏れていた場合であっても、先ほど言いましたとおり最終的には、裁判所による認可における手続保障の問題となり、対象債権の中で非保全部分についての権利変更議案に関する権利保障が実質的になされているのであれば、途中で見つかった債権者に通知を送り、それまでの手続についての説明をして意見を聞き、最終的に決議の日を迎えて、その決議に参加いただけているのであれば、権利保障としては十分だと、私は思っています。

これはかなり広い問題ですが、今限定して2個の場面について意見を申し上げました。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 今の鐘ヶ江委員の話に関連するのですが、もともとそのリースの論点は、担保付債権の保全部分としての弁済がされるケースが多いだろうという点と、もう一つは、権利変更議案において少額な債権として弁済がされるケースというのもあるのかなと考えております。

それで、特に事務機器みたいなものというのは、金額としてはさほど大きくない、もちろん大きな会社になってくると、細かいものを合算したらかなりの額になって、本当に少額かという点は、結局ケース・バイ・ケースですが、最終的な権利変更議案の中で少額として扱われる可能性は十分にあるのだろうと思います。

それと、今、鐘ヶ江委員が言わされたように、もしリースを見落として払っていたというケースにおいて、そういう意味では権利変更議案の中では少額でカバーして、どうせ払うんじやないかということもあるかもしれませんし、権利変更議案の中で、「一時停止要請に反して回収した対象債権については別段の定めをする」という規定もあるので、その中の調整ということもあるのかなと。

あと、対象債権者として認識していなかったときの問題というのも、第1回のワーキングの中でも御説明等があったと思うのですが、事務上の誤りがあって、自動振り込みをしてしまいましたみたいなケースは、確認の取消事由に当たらない例外規定として定めるということもあるので、恐らく鐘ヶ江委員が言われたケース以外、細かいリースを払っていたということに関しては、今申し上げたようなことで、相当カバーはできるのではないかなと思っております。

ただ、やはりいろいろなケースがあると思いますので、様々な議論は尽くしておいたほうがいいのかなども思っております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしようか。——よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、御議論いただいて、少し宿題はあったかと思いますけれども、取りあえず資料3についての議論は、この程度とさせていただきたいと思います。

本日は、引き続きまして、もう一つ資料4「早期事業再生検討ワーキンググループ中間整理（案）」についても、御審議をいただきたいと思っております。

この中間整理は、これまでの当ワーキンググループにおける議論を取りまとめたものということで、次回以降のワーキンググループにおいては、この中間整理について関係団体から直接御意見を伺う予定にしており、最終的には、それを受けて、関係団体からいただいた御意見も踏まえて、必要に応じて内容を調整した上で、最終的な取りまとめにしていきたいと考えているところです。最終的な取りまとめ（案）の基になる資料ということになります。

それでは、事務局から、これについての御説明をお願いいたします。

○鮫島産業組織課長 資料4「中間整理（案）」の位置づけは、今、山本座長からおっしゃっていただいたとおりのものでございます。

2ページ目が全体の構成で、まず「経緯」、1. で手続に関与する主体、2. で手続、3. でプレD I Pファイナンス等に関する特例という構成でございます。

本日は、全てではなく概略について御説明いたします。

まず、「経緯」につきましては3ページ以降です。まず3ページは、「法案提出の背景」が書かれているということでございます。

4ページ目は、この法律の成立に至る経緯ということでございます。2021年以降の経緯に絞って記載をしておりますが、今年の6月に成立をして、今後公布から1年6月を超えない範囲で施行されると、そういう経緯でございます。

この法案審議においては、5ページ目にあるように、衆議院の段階で法案に対する附帯決議、特に赤字で書いてある「従業員の協力の下で円滑に再生をすることが重要」と、こういう趣旨での附帯決議がなされてございます。

また、6ページにも、参議院でも同様の趣旨の「従業員の協力」に重点を置いた附帯決議がなされてございますし、また、7ページでは、条文の修正という形で、人材の散逸の回避を図るとか、また、従業員の協力に関する事項等の中身を含んだ条文修正がなされているということでございます。

8ページ目は、この法律のポイントとメリットということで、主体ごとに色分けをしてございます。まず、青の事業者、確認事業者（債務者）が利用を申請して、今度は、オレンジの第三者機関（指定確認調査機関）が確認をする。その後で、今度は緑の対象債権者の4分の3の多数決で決議が成立し裁判所が認可をする。必要に応じて労働組合の協議が必要。対象債権は赤で書いてあるように金融債権に限られる。また、非保全部分に限られるという、こういった全体の主体と手続の流れを記載しております。また、制度のメリットとして、倒産状態に陥る前の段階で利用ができる、金融債権に限定されている、非公表であるということで、事業の毀損リスクが低い点、かつ全員の同意を必要としない点というメリットを、このページで書かせていただいている。

10ページ目は、このワーキンググループ、委員の皆様における検討体制ということで、今日（12月19日）、先ほど宿題をいただきございますが、おおむね合意することができれば、年内にもまとめて、第4回以降のワーキンググループで関係団体が御参加の上で審議できればと、そういう見通しを御提案しているところでございます。

9ページ目は、色分けは先ほど申し上げたとおりでございますが、流れに沿って手続を図示したものです。

11ページ目が、その後、約80ページにわたる資料の全体像でございます。

まず、1. が手続に関与する主体、まずは債務者でございますが、主な論点としては、どういう場合に利用できるか、経済的に窮境に陥るおそれとはどういうことか。また、主体として対象債権者、対象債権の範囲、リースに係る債権や手形債権等も含めた論点、指定確認調査機関については、指定する要件等がございます。

大きな2. の手続につきましては、ここ①から⑨まで書いてございますが、手続を確認する際の基準や、一時停止要請の効果、また、③にあるような弁済禁止の例外、今も議論をいただきました先行する私的整理におけるプレD I Pファイナンスについて、純粹私的整理の場合はどうするかという論点もあろうかと思います。⑤が、国会でも附帯決議や条文修正をいただいた、従業員からの協力を得るための労働組合等への通知や協議手続について。⑥が、資産評定の方法、時価評価が基本でございますが、その評価する時点等。また、⑦が権利変更議案や早期事業再生計画の内容。⑧の対象債権者集会までの手続、対象債権者集会の招集のタイミングは2週間前であるとか、そういった細かい論点についても、御議論の成果をいただいてございます。最後⑨が、議決権の額の算定、評価の時点、評価の方法ということでございます。

最後に3. として、本法から法的な倒産手続に移行する場合のプレD I Pファイナンスの優先性であるとか、社債を減額する場合の会社法上の認可の場合の、より明確性を高めるための規定を入れてございます。これ以外についても、いろいろな論点があろうかと思います。例えば通知漏れの場合の扱い、治癒の方法があり得るのか等も追加すべき論点かもしれません。

その後、12ページ以降で、約80ページにわたりまして、今11ページでお示しした論点について、縷々これまでの審議会、ワーキンググループでの資料を編集したものでございますが、この内容、さらには追加すべき論点等々があれば、御意見を頂戴できればと存じます。

私からは以上でございます。

○山本座長 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました資料4につきまして、御意見、どの点でも結構ですので、御意見があればいただきたいと思います。今回は、私も特に指名いたしませんので、発言希望の方は、先ほどと同様、名札を立てていただければと思います。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 私から、資産評定の基準日について、中間整理としては、変更は必要ないとは考えていますが、今後の最終取りまとめに向けてということで、1点申し上げさせていただきます。

資産評定の基準日について、例えばですけれども、手続開始決定日後に比較的早いタイミングで事後に決算を迎える場合、その日を基準日とすることが、より実態をあらわして、

かつ手続のスケジュールに支障を来さないのであるならば、開始決定日以降の基準日も許容すべきではないかという考え方もございます。

ADRの一事例で申しますと、例えば2月に申請受理し、第1回債権者集会で、一時停止同意を受けたのですが、決算期が3月末であり、対象会社が非上場企業で決算書の信憑性も低く、直近期にいろいろと動きもあったことから、手続実施者の意見も踏まえて、3月末の決算確定を待ち、その時点で資産評定を行ったというケースもございます。

本来、開始決定日基準にできるだけ近づけるべきというような考え方もあると思いますので、決算日が事後だが近いタイミングでくる場合等、対象会社の実情に応じて、そのような考え方を許容できるようにすることも、今後検討の余地があると思っております。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

鐘ヶ江委員、どうぞ。

○鐘ヶ江委員 同じ、2の⑥の資産評定の部分について発言させていただきます。

今、中村委員からの基準日の話については、担保権の評価についての基準日と、計画のもとになる資産評定の基準日がずれることは、もう既に許容されていると思います。担保権の評価は確認時点であるけれども、資産評定の時点については、より近いところで基準日をとれるのであれば、それに従うのがよいケースもあると、私も思っています。

もう一つは、今回の資料の72ページから、資産評定基準についての記載があります。この資産評定がどういったときに必要かという75ページの記載から、清算価値保障の適合性に関する部分を消していただいたと思います。

資産評定はゴーイング・コンサークで評価し、清算価値保障との関係では、別途清算BSが必要になるので、この資産評定は、清算価値保障とは一旦切り離されているという理解をしています。

それとの関係で、72ページの2行目に、「清算価値保障に適合するかどうかの確認をしないといけない」という記載があります。これは、確認事業者が、確認時点で調査しないといけないのですが、ここでは資産評定ではなくて清算BSをつくることになるかと思います。

この清算BSをいつ時点でつくるのかという点が、今、資料上はオープンになっていると思いました。議論的に言うと、手続確認時点の清算価値保障という議論と、計画を提出

する時点で清算価値を満たしている計画を出さないといけないという時点もあるかと思います。ただ、実務的にいと、清算BSをつくるのにも一定の手間がかかるので、理論的な時点と実務上、作成可能な時点というのは、やはりずれる可能性があると思っています。

ですので、実務上は、確認時点での清算価値の保障を確認するとしても、実務的に可能な直前の数字で策定しているという実務もあるかと思います。これを認めるような規定ぶり、説明ぶりが必要かと思います。

別の観点で、確認から1年後に計画が出されるという場合に、確認後に、特に棚卸資産の評価等、いろいろな評価が変わった際に、清算価値保障というのは、やはり計画に近い時点でとったほうがよいというケースもあるかと思います。

これにも対応したほうがよいと思っていますが、今、清算BSの基準や策定の基準日が、恐らくどこにもない概念になっていると思います。ここは何かしらつけ加えたほうがよい点かと理解をしています。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 鐘ヶ江先生の御発言に合わせて、少しコメントをさせていただきますと、資産評定も一緒だと思うのですが、開始決定日の清算BSをもって清算価値保障を検討するのが原則だと思いますが、実務的には、開始決定日が月中や、期末でない時点となり、決算書とか勘定明細がない中でつくることが困難なことを以て、資産評定と同じような基準日でつくられるケースが多いと思います。

もちろん時間差があるので、総合的に勘案しながら清算価値保障がきちんと担保されているかについて、一定の判断がされていると思っています。

また、今おっしゃっていただいたように、計画認可までに非常に時間がかかったときに、それまでの変化も勘案し、もともとの基準日で作成した清算BSをもって清算価値保障が担保されると判断できればよいですが、いろいろな不測の事態や変化が生じそれらの影響が大きい場合には、もう一度その時点で検討すべきというケースもあると思います。そういうケースにおいては、後の認可日に近い時点の清算BSを、再作成するという実務が、会社更生手続等ではあると思うので、同様の検討余地はあるのではと思いました。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

四十山委員、どうぞ。

○四十山委員 中間整理（案）の最後の92ページ、プレDIPファイナンスの優先性確認の要件のところでございますが、この図で言いますと、右のほうの黒い縦線「効力発生の見込み日」とあるところの、黒い縦線よりも後に実行されるプレDIPファイナンス、つまり対象債権者集会における決議に対する認可の後に実行されるファイナンスが、この優先性確認の対象になるのか、これは、レアなケースかもしれませんか、明確に示しておいたほうがよいと思います。

今回の早期事業再生法では、一つページが戻りまして91ページの右下の水色の枠の中の、【省令において規定】とあるところの、中の括弧書きの部分、（早期事業再生計画に、第14条第3項第5号に規定する資金の調達に関する事項が記載されている場合には、当該資金の調達がなされるまでの間）、というのは、認可の後、スポンサーからお金が入ってくるまでに実行されるプレDIPファイナンスは優先性確認の対象としてよいという仕組みになっていると理解しているのですが、92ページのこの図においても、そこを目に入れる形で図示するのが、皆さんにとっても分かりやすいかなと思いました。

一般的には、計画が成立してしまえば安心というところではあります、スポンサーからの資金注入までに破綻してしまうケースというのが理論的にはあります。例えば独禁法の手続が通らない場合とか、リーマンショックのようなことが突然的に起こって、スポンサーがお金を出せなくなりましたとか、過去にはそういうケースもありますので、そういったことも踏まえて、91ページの水色の枠のように整理をしていただいたのですが、この92ページの図においても、今回の制度は、そういう形になっていますというのを図示すると、理解しやすいかと思います。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

菅野委員。

○菅野委員 冒頭、四十山委員からも少しお話がありましたファイナンス・リースのところですけれども、今の中間整理（案）だと、今日もリース債権を入れることによる実務的な懸念であるとか、従来の私的整理との平仄の点などについて、かなり議論をされているのですが、その部分が入っていない。ファイナンス・リースは対象債権に入れますという前提の記載になっていて、たくさん議論をされた部分が反映されていないところもありますので、それは入れていただいたほうが、誤解がなくていいのではないかと思いますし、

恐らくそれに関してもたくさんの実務家からの意見が出ると思いますので、そのような取扱いにしていただきたいなと思います。

○山本座長 山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 リースに関して、保全部分の弁済で払うとか、払うほうのケースばかりを議論していたのですが、実際にリース債権の支払いを止める場合に、金融債権についての金利を払うこととの比較に、公平性の観点で、リース債権のうちの実質金利部分を払う必要があるのではないかという論点があります。それが幾らなのかということを明確に算定ができるかとか、実務的には、恐らくそこの部分が、リース債権を支払わない場合には問題になるということで、検討課題ということで位置づけていただきたいと思っております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 中間整理（案）のことではないのですが、今、山崎委員からも「検討課題」という話が出ましたけれども、弁済禁止の例外のところですが、先ほど杉本委員からもあったように、本当に今の段階で、この3つに限定してしまっていいのか。もしリース債権が入ることになった場合には、少し民事再生的な手続にも似てきていている部分があるときに、民事再生の場合は、計画段階だけではなくて、保全命令の例外のところで少額債権が入ってきます。早期事業再生手続は権利変更の部分のところで少額債権性が出てくるのですが、そういったことも議論したほうが柔軟な手続になるのではないかとは思っております。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかには、杉本委員、どうぞ。

○杉本委員 今の菅野委員の御発言に、私も賛同いたします。

先ほど山崎委員から、対象債権に入っていることに気づかず弁済してしまった場合の、それも、少額債権が権利変更議案のところにあるから、そちらでも治癒できるのではないかというお話がありましたけれども、権利変更議案のところは、やはり少額債権の部分について、計画の中での権利変更の部分になりますので、気づかず既に弁済してしまっている部分について、権利変更議案のほうの少額債権の部分で治癒できるかというと、少し疑問に感じたところもあります。そういう点においても、省令において規定する部分に少額債権に当たる部分について、仮にそれがあれば、そちらのほうで弁済をしたということ

にもできるのではないかと思うので、確かに少額の部分についても、弁済禁止の例外のところでも議論をする必要があるのではないかと私も思いました。

○山崎委員 今の杉本委員の御質問というか御指摘に対してですが、私が申し上げたのは2つあって、少額債権としての権利変更議案での弁済ということと、もう一つは、一時停止要請に反して回収等をした対象債権者の対象債権についての別段の定めというのがあって、一応うっかり払ってしまったというのも、ここに読み込めるのであれば、一時停止要請に反して支払ったものについて、別段の定めということで、権利変更議案の中で処理をすることはあり得るのかなと、その2点を申し上げました。ただ、私も、いずれにせよ少額債権というのはあると、結構いろいろと便利でもあるので、菅野委員も言われましたけれども、リースを入れると民事再生に性質としては近くなるということで、その点は柔軟性が少しあるほうがいいのかなというのは、私も賛成でございます。

○山本座長 ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、資料4についての議論は、この程度とさせていただきたいと思います。

今後のことありますけれども、今日、様々な御意見を頂戴したということで、先ほど「宿題」というふうに申し上げましたが、事務局にもいろいろな注文と言いますか、御指摘をいただいたかと思います。

そこで、先ほどのような形で、基本的には、まずは「中間整理」について、関係団体からの御意見を伺うというプロセスが入るわけですけれども、そのプロセスを経る上においても、もう少しこういうふうに書いたほうが分かりやすいとか、この部分は明らかにしたほうが分かりやすいというようなことを、今のファイナンス・リース、その他の点で御意見をいただいたかと思います。

そこで、本日いただいた御意見を踏まえまして、事務局で本日お示しした中間整理（案）に必要な修正を加えていただいて、ただ、次回までの日程がそんなに長くあるわけではありませんので、速やかにその作業をしていただいて、その後、メール等で各委員にその修正案を送付していただいて、御確認をいただくと。

ただ、もちろんそれは、先ほど来申し上げているように、最終（案）になるわけではありませんので、いずれにしろ関係団体から、これも恐らく様々な御意見が出てくると思いますので、それを踏まえて、最終（案）を作成していく。その過程で、こちらでまた議論をしていただくことがありますので、あくまでも中間整理という位置づけではあります

ますが、その中間整理（案）のまとめについて、御確認をいただくということを考えたいと思います。

そういうような形で御意見をいただいた上で、中間整理の最終的な取りまとめについては、私と事務局に御一任をいただくという形にしたいと思いますけれども、そのようなことでおよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのような形で、できるだけ速やかに事務局に本日の御意見を踏まえた原案の作成をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本日の最後として、事務局から事務連絡をお願いいたします
○鯫島産業組織課長　　ありがとうございます。

山本座長からお話があったように、幾つか宿題があつたと思います。特にリースを含めた通知漏れの場合の治癒、リースを入れる場合の実務上の扱い、弁済禁止の例外の扱い、あとはプレD I Pファイナンスのレアケースも検討すべきとか、あとは資産評定の論点等、全て速やかに検討をした上で、また、御提案できればと存じます。

今日の資料は、議事の概要、これは1週間後をめどに事務局で作成して公表いたしますし、細かい議事録につきましては、委員の皆様に御確認いただければと存じます。その上で、皆様に御確認いただいて公表できればと存じます。公表されるまでの間は、議事内容の口外は対外的には控えていたければと存じます。

次回の第4回のワーキンググループは、1月23日、金曜日の10時からを予定してございます。場所等の詳細につきましては、後日事務局から御連絡を差し上げたいと存じます。

○山本座長　　ありがとうございました。

それでは、本日の第3回ワーキンググループは、ここまでとさせていただきます。

次回の会合は、今御紹介がありましたとおり来年1月となりますので、少し早いですが、皆様、よいお年をお過しいただければと思います。

本日は、熱心な御議論をありがとうございました。

——了——